平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県本庄市見福２丁目14番14号　シェ・ドゥーブル203号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市大手町26番地４
債務者　栗原　佑起
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
滋賀県野洲市吉川1339番地
債務者　今江　臣博
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　裕惠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２７５号
大阪府門真市岸和田３丁目16番14―202号
債務者　種子　喜登
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　知識　利紘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２号
山形県村山市楯岡荒町１丁目２番46号
債務者　奥山　朋子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３９号
岡山市南区新保504番地３
債務者　日髙　　満
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４０号
岡山市南区新保504番地３
債務者　日髙恵美子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３号
高知県安芸郡東洋町大字河内５番地７
債務者　松島　三恵
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　淳司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
高知県安芸市津久茂町９番10号
債務者　江川　修一
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1652番地１上高橋団地５
債務者　地金屋本舗こと　矢永　精廣
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５１号
盛岡市箱清水１丁目12番９号
債務者　荒木　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５２号
盛岡市箱清水１丁目12番９号
債務者　荒木富美子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７号
新潟県村上市上の山１番１号　県営221
債務者　保科奈津美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３号
兵庫県尼崎市南初島町８―194、住民票上の住所兵庫県西脇市小坂町265番地の１
債務者　大嶋　勝彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４号
兵庫県尼崎市南初島町８―194、住民票上の住所兵庫県西脇市小坂町265番地の１
債務者　大嶋　則子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２２号
香川県観音寺市流岡町1228番地９
債務者　梶野ちひろ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第４７号
長崎県大村市古賀島町62番地17　ハジモト貸家Ｆ号
債務者　山口　美千
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
長崎県大村市小川内町525番地23
債務者　植松奈々美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
茨城県石岡市染谷2903番地
債務者　久保田ゆみ子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係